

一日の生活

6:30	起床
7:30	朝食
9:10	朝礼(ラジオ体操等) 職業指導実習等
11:50	昼食・余暇時間
13:00	職業指導実習
17:00	夕食・余暇時間
18:00	職業生活設計指導等 マインドフルネス
19:30	日記記入
20:00	余暇時間 (テレビ視聴、自主活動等)
21:00	就寝

一年の行事

春 卒業式

夏 運動会

秋 デイキャンプ

冬 成人式

毎月 誕生会

施設の沿革

昭和 17 年 1 月	札幌市に北海少年院開設
昭和 18 年 7 月	千歳市大和4丁目に移転
昭和 24 年 1 月	少年院法施行 北海少年院が初等・中等の男子少年院に指定
昭和 60 年 12 月	北海少年院が現在地に移転
平成 26 年 4 月	組織改編により、北海少年院が本院、紫明女子学院が 分院となる
平成 27 年 6 月	新少年院法施行
令和 元年 9 月	北海少年院に月形学園の機能が移転し、短期処遇が併設
令和 3 年 9 月	北海少年院に帯広少年院の機能が移転し、支援教育課程 等の教育課程が併設
令和 4 年 4 月	少年法等の一部を改正する法律が施行



院歌 作詞 馬渡正
作曲 瀧下幸記

ああほのほのと 夜が明けて
そよ風かおる あしたにも
嵐にくれる 夕べにも
おもい豊かに 学びゆく
みなぎる生氣 地にみちて
はげむわれらに 誇りあれ

ああ清らかに 澄みわたる
千歳の川の かがやきに
きたえしからだ はつらつと
のびゆく命 どこまでも
もろ手を上げて 今ぞゆく
進むわれらに 光あれ



素直な自分を取り戻し、本気で新たな自分づくりに励む。

教育の特色

教官とともに……

当院の処遇は、少年と職員との信頼関係作りから始まります。
少年は担任職員とともに、自己の問題の解決に取り組みます。

豊かな自然に恵まれて……

支笏湖を源流とする千歳川の清流
と恵庭岳、樽前山などの雄大な山々
に囲まれ、豊かな自然に恵まれた生
活環境のもとで教育を行っています。

克己の精神……

自分の心に打ち勝つ強い精神と健
康な体を作ります。



北海少年院

〒066-0066 千歳市大和4丁目746番地の10
Tel 0123-23-3147 Fax 0123-49-2126



北海少年院

〈千歳職業能力訓練センター〉



北海少年院に収容される少年

[少年院の種類]

[矯正教育課程]

第1種少年院

保護処分の実行を受け
る者であって、心身に著し
い障害がないおおむね12
歳以上23歳未満のもの。

第2種少年院

保護処分の実行を受け
る者であって、心身に著し
い障害がない犯罪的傾向
が進んだおおむね16歳以
上23歳未満のもの。

第5種少年院

保護観察に付された特定
少年であって、遵守事項を
遵守せず、その程度が重
く、少年院での矯正教育が
必要と認められたもの。

<p>短期義務教育課程(SE) 義務教育を終了していない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの(中学生)</p>
<p>義務教育課程Ⅱ(E2) 義務教育を終了していない者(中学生)</p>
<p>短期社会適応課程(SA) 義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの</p>
<p>社会適応課程Ⅰ(A1) 義務教育を終了した者のうち、就労・就学等の社会適応上の問題がある者</p>
<p>社会適応課程Ⅱ(A2) 義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの</p>
<p>支援教育課程Ⅰ(N1) 知的障害又はその疑いがある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの</p>
<p>支援教育課程Ⅱ(N2) 情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの</p>
<p>支援教育課程Ⅲ(N3) 義務教育を終了した者のうち、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要する者</p>
<p>社会適応課程Ⅳ(A4) 特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者</p>
<p>支援教育課程Ⅳ(N4) 知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの</p>
<p>支援教育課程Ⅴ(N5) 情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの</p>
<p>保護観察復帰指導課程Ⅰ(P1) 保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者のうち、その者の持つ問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの</p>
<p>保護観察復帰指導課程Ⅱ(P2) 保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者(P1に該当する者を除く)</p>

少年院とは

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容する、法務省所管の施設です。

当院では、少年の特性に応じた適切な矯正教育や健全育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。

改正少年法

令和4年4月に少年法が改正されました。改正に伴い、18歳及び19歳の**特定少年**には、成人としての責任や社会参画のための知識を身に付けるための教育が実施されます。

また、保護観察に付された特定少年が、遵守事項を守らなかった場合には、再び社会で保護観察を受けることができるよう、一定期間少年院で矯正教育を受けることとなります。

北海少年院の処遇内容

○生活指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させる指導を行います。

- 個別面接
- 内省課題
- ロールレタリング
- 社会適応訓練
- マインドフルネス、セカンドステップ
- コーディネーショントレーニング



「セカンドステップ」の指導場面

○職業指導

社会生活に適応するために、勤労習慣、忍耐力、マナー等を身に付けさせるとともに、各種資格の取得に必要な訓練を行います。

- 大型特殊自動車第一種免許
- フォークリフト運転技能講習修了証
- ガス溶接技能講習修了証
- アーク、ステンレス鋼、半自動溶接技能者
- 介護職員初任者研修修了証
- 危険物取扱者(乙種・丙種)免状 など



○特定生活指導

犯した非行や、家庭関係、交友関係といった、それぞれが有する事情に合わせて、その事情を改善するための指導を行います。

- 被害者の視点を取り入れた教育
- 薬物非行防止指導
- 性非行防止指導
- 暴力防止指導
- 家族関係指導
- 交友関係指導
- 成年社会参画指導



○保護観察復帰プログラム(RISE)

動機づけ面接における行動変容の理論を活用し、「ありたい自分」に向かうプロセスとしての保護観察を通して、更生への動機づけを高めることを目的とします。

○教科指導

義務教育や高等学校への進学等を希望するものに対する指導を行っています。希望する者には、高等学校卒業程度認定試験を受験する機会があります。



○体育指導

各種スポーツ、ダンスなどを通じて、健全な身体の発達を促し、運動能力や健康で安全な生活を営む能力を育成することを目的とした指導を行います。



○特別活動

各種行事、社会貢献活動、地域の方々との交流等を通じて、社会性や自主性を育てるための指導を行います。

